

「京都市立呉竹総合支援学校施設整備事業」に係る手続の実施状況
及び今後のスケジュールについて（第 2 類事業※）

- ※・建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物の新築の事業
・建築物の延べ面積が 2,000 m²以上であり、かつ、本市が実施し、又は本市が所有する土地において実施されるものに限る。

平成 31 年 3 月 5 日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
3 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告 ・ 縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ) ・ 市民意見募集の開始
3 月 19 日	京都市環境影響評価審査会の開催 (諮問及び審議)
4 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧終了 ・ 市民意見募集の終了 (意見なし)
5 月 28 日 (本日)	京都市環境影響評価審査会の開催 (審議及び答申)
(以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・ 公告 ・ 縦覧開始 (環境管理課窓口)
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公告 ・ 縦覧開始 (環境管理課窓口及び事業者ホームページ) (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価（計画段階環境配慮）の手続の流れ

